

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

令和 4 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(前橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 前橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年前橋市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 21 年前橋市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 8 条の表第 9 条の 5 第 2 項第 2 号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第 12 条第 4 項の項を削り、同表第 15 条の 3 の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 28 年前橋市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「とする」を「並びに法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

(60 歳に達した職員の降給の特例)

5 前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年前橋市条例第303号。次項において「給与条例」という。）附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年前橋市条例第303号）附則第9項の規定による降給とする」とする。

6 第8条の規定は、給与条例附則第9項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（前橋市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 前橋市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年前橋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「とし、」を「、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年前橋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項本文中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「設け、かつ、当該期間につき1週間当たり38時間45分となるように勤務時間を割り振らなければならない」を「設けなければならない」に改め、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「設け、かつ、当該期間につき1週間当たり38時間45分となるように勤務時間を割り振る」を「設ける」に改める。

第12条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（前橋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 前橋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年前橋市条例第5号）の一部

を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 前橋市職員の定年等に関する条例（昭和59年前橋市条例第34号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前橋市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される前橋市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される前橋市職員の処遇等に関する条例（平成12年前橋市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「昭和59年前橋市条例第34号」の次に「。次号において「定年等条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員（公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例の一部改正）

第8条 公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例（平成13年前橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項」に改め、同項第4号中「昭和59年前橋市条例第34号」の次に「。次号において「定年等条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員（前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第9条 前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和63年前橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項」に改める。

（前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条 前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年前橋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第7条第1号中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、同条第2号中「以下」の次に「この号及び次号において」を加える。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

（前橋市職員の再任用に関する条例の廃止）

第11条 前橋市職員の再任用に関する条例（平成12年前橋市条例第53号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用職員に関する措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者は、第5条の規定による改正後の前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

3 第8条の規定による改正後の公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例第2条第2項第1号及び第2号に規定する職員については、前橋市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年前橋市条例第 号）附則第5項から第12項までの規定により採用された職員を除くものとする。

- 4 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、適用しない。